

令和6年度(2024年度)中標津空港不法侵入事案対応訓練実施要領

1 目的

中標津空港不法侵入事案等の対処要領に基づき、立入制限区域内への不法侵入事案に迅速かつ適切に対応するため、各種訓練を実施し、事案への対応能力の向上を図ることを目的とする。

2 実施日時（ANA便とJAL便の離発着の都合上、第1部と第2部に分けて行う。）

第1部 令和6年11月22日（金）

ANA4882便離陸後、10分程経過後（9時40分頃）～10時25分

内 容 車両の不法侵入～爆発物処理班の要請まで

※訓練開始の合図は特段行わないため、1便目離陸後は、いつ訓練を開始してもいいようにご準備をお願いします。

第2部 令和6年11月22日（金）第1部が終了次第開始（40分程度の見込み）

内 容 不審物（爆発物）の処理（丘珠便の離発着があるため旧滑走路で行う）

ただし、災害等により訓練実施が困難な場合は、延期する。

3 不法侵入者の想定

不法侵入者：男1名、車両1台を使用して不法侵入。

（制限区域内車両運転許可の都合上、運転は管理事務所職員、助手席に不法侵入者役として中標津警察署の職員様で乗車する。車両は管理事務所のインサイトを使用。）

4 訓練想定

航空機給油車両（想定のため訓練時にはいない）を入場させるために開錠した5番ゲートのわずかな隙を突いて不審車両が侵入。

場周道路及びNo.3保安道路を通り滑走路を走行する。

このため、管理事務所車両（2台）は不審車両の検索をし、警察車両（1台）が不審車両を追跡する。

追い詰められた不審者が車両をエプロン上で捨て、不審物を抱えて5番ゲート側へ向かって逃走するも、警察官に取り囲まれ、制圧※される。

警察が爆発物処理班を要請（第1部終了）。爆発物の処理（処理完了後、第2部終了）。

※怪我の恐れもあることから実際に犯人の制圧は行わず、取り囲まれるところまでを行う。

5 訓練内容

（1）通報訓練

不法侵入事案に対応した連絡体制網により事案発生を通報し、緊急対策措置をとる。

（2）事態対処訓練

①誘導訓練

警察車両が緊急時の方法により立入

②検索訓練

警察と管理事務所が連携して、不法侵入車両を検索する。

③制限区域内追跡訓練

警察車両が制限区域内で不審車両を追跡する。

④制圧、補足訓練

警察官が不法侵入車両を追跡、制圧、補足する。

（3）爆発物対処訓練

警察官が爆発物に対処する。

裏面に続く

6 訓練参加機関

- (1) 北海道警察釧路方面中標津警察署
- (2) 北海道警察釧路方面本部
- (3) 中標津空港管理事務所
- ※ (4) 協和総合管理株式会社中標津営業所
- ※ (5) 株式会社北海道気象技術センター
- ※ (6) 全日本空輸株式会社中標津空港所
- ※ (7) 日本航空株式会社中標津空港駐在員事務所
- ※ (8) 根室中標津空港ビル株式会社
- ※ (9) 株式会社K A F C O
- ※ (10) 中標津町
- ※ (11) 根室北部消防事務組合中標津消防署
- ※ (12) 釧根開発株式会社
- ※ (13) 株式会社岩谷電気商会
- ※ (14) 釧路建設管理部
- ※ (4) ~ (14) は通報訓練のみ